

京都市告示第448号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
二条通	左京区岡崎成勝寺町50番地地先から 同町70番地地先まで	旧	メートル 156.50	メートル 14.35 ~ 28.80
		新	156.50	14.19 ~ 28.62

(建設局土木管理部道路明示課)